

那須地区消防組合における人事行政の運営状況について

「那須地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき本組合における人事行政の運営状況について公表いたします。

目 次

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の人事評価の状況
- 3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況
- 5 職員のサービスの状況
- 6 職員の退職管理の状況
- 7 職員の研修の状況
- 8 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 9 その他組合長が必要と認める事項
 - (1)特別職の報酬等の状況
 - (2)勤務状況に関する措置の要求の状況
 - (3)不利益処分に関する不服申し立ての状況
 - (4)職員互助会による福利厚生事業の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

◇職員の任用状況（令和2年4月1日採用者数）

・採用試験による採用者数 5人

◇職員の退職状況（令和元年度中）

・定年退職2人・早期退職一人・普通退職3人・その他一人・再任用1人 計6人

◇消防職員の定数及び実員

令和2年4月1日現在

区分	消 防 吏 員										合 計
階級	消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	計	再 任 用 職 員 （ 消 防 士 長）	
実員	1	7	4	50	82	87	36	53	321	1	321
定数	階級別定員内訳なし 消防吏員 325										325

◇消防職員階級別年齢表

区 分	消 防 正 監	消防監	消 防 司令長	消 防 司 令	消 防 司令補	消 防 士 長	消 防 副士長	消防士	計
18歳～20歳								10	10
21歳～25歳							10	42	52
26歳～30歳						29	25	1	55
31歳～35歳					6	55	1		62
36歳～40歳					37	3			40
41歳～45歳				21	39				60
46歳～50歳				26					26
51歳～55歳			3	3					6
56歳～60歳	1	7	1						9
61歳～65歳						1			1
計	1	7	4	50	82	88	36	53	321
平均	59	56.8	56.6	47.1	40.1	32.0	26.9	22.7	34.98

2 職員の人事評価の状況

平成31年4月2日から 令和2年4月1日までにける運用	那須地区消防組合		国	
	管理職員	一般職員	特 定 管 理 職 員	一般職員
人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え上位の区分も適用				
標準に加え下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
人事評価を実施していない				

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

◇職員の給与費の状況（一般会計予算）

令和2年度

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
令和 2年度	人 321	千円 1,096,813	千円 398,924	千円 461,000	千円 1,958,737	千円 6,102

(注) 一般職の給与費です。なお職員手当には、退職手当を含みません。給与費は当初予算額です。

◇職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
消 防 職	282,137円	363,216円	34.9歳
再任用職員	215,200円	255,278円	63.2歳

◇職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	消 防 職	国の制度 (一般行政職)
大 学 卒	182,200円	182,200円
短 大 卒	163,100円	163,100円
高 校 卒	150,600円	150,600円

◇級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区分	職務の名称	職員数	構成比
8級	消防長の職務 困難な業務を所掌する消防監の職務	8人	2.5%
7級	本部次長の職務 規模の大きい消防署の署長の職務 参事の職務	1人	0.3%
6級	消防署長の職務 課長の職務 副参事の職務 困難な業務を行う主幹の職務	11人	3.4%
5級	副署長の職務 分署長の職務 課長補佐の職務 統括担当の職務 主幹の職務	42人	13.1%
4級	当直担当の職務 副主幹の職務 困難な業務を行う係長又は主査の職務	52人	16.2%
3級	係長の職務 主査の職務 困難な業務を行う主任の職務	117人	36.5%
2級	主任の職務 困難な業務を行う主事の職務	37人	11.5%
1級	主事の職務	53人	16.5%

◇職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

区分	内	容
期末手当 勤勉手当	(令和元年度支給割合)	(加算措置の状況)
	(一般職員)	職制上の段階、職務の級等による 加算措置
	期末手当 勤勉手当	役職加算 5%～20%
	6月期 1.30月分 0.925月分	
	12月期 1.30月分 0.975月分	
	計 2.6月分 1.9月分 4.5月分	
	(特定幹部職員)	
	期末手当 勤勉手当	
	6月期 1.10月分 1.125月分	
	12月期 1.10月分 1.175月分	
	計 2.2月分 2.3月分 4.5月分	
	(再任用職員)	
	期末手当 勤勉手当	
	6月期 0.725月分 0.45月分	
	12月期 0.725月分 0.45月分	
計 1.45月分 0.9月分 2.35月分		

(2) 退職手当 (令和2年4月1日)

退職手当	(令和元年度)		
	支給率	自己都合	定年・応募認定
	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
	勤続35年	41.325月分	49.59月分
	最高限度額	49.59月分	49.59月分
	その他の加算処置	早期退職募集制度	3%~45%加算
	1人当たり平均支給額	定年・応募認定	24,940千円
		自己都合	7,226千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

支給実績 (平成30年度決算)		27,537千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)		86,053円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度 (支給率)
大田原市	2.2%	320人	6%

(4) 特殊勤務手当 (平成31年4月1日)

支給実績 (平成30年度決算)		11,359千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)		46,403円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成30年度)		75.9%
手当の種類 (手当数)		13
種類	支給の範囲	手当の額
火災出動手当	大型自動車免許を必要とする車両の運転業務に従事した職員	出動1回につき300円
	その他の職員	出動1回につき200円
救急出動手当	救急救命士として救急活動に従事した職員	出動1回につき400円
	救急救命士法施行規則 (平成3年厚生省令第44号) 第21条に規定する特定行為の業務に従事した救急救命士	出動1回につき900円
	その他の職員	出動1回につき300円
救助出動手当	大型自動車免許を必要とする車両の運転業務に従事した職員	出動1回につき300円
	潜水器具を着用して人命救助等のため潜水作業に従事した職員 (訓練を含む。)	業務1回につき1,000円
	その他の職員	出動1回につき200円
警戒出動手当	大型自動車免許を必要とする車両の運転業務に従事した職員	出動1回につき300円
	その他の職員	出動1回につき200円
高所活動危険手当	高低差がおおむね10メートル以上ある足場の不安定な場所における消防活動等に従事した職員	業務1回につき500円
火災調査手当	火災原因及び損害調査の業務に従事した職員	調査1件につき200円
緊急消防援助隊派遣手当	緊急消防援助隊として消防活動に従事した職員	従事した日1日につき1,000円

(5) 時間外勤務手当

時 間 外 勤 務 手 当	平成 30 年度	支 給 総 額	61,269 千円
		1 人 当 り 平 均 支 給 額	207 千円
	平成 29 年度	支 給 総 額	61,269 千円
		1 人 当 り 平 均 支 給 額	193 千円

(6) その他の手当

令和 2 年 4 月 1 日現在

手当名	内容及び手当額等	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 30 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 30 年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 6,500 円 子 月額 10,000 円 父母等 月額 6,500 円 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子について月額 5,000 円加算	同 じ		47,795 千円	256,962 円
住居手当	借家 月額 28,000 円以内	同 じ		21,858 千円	316,783 円
通勤手当	交通機関利用 交通用具利用	異なる	通勤距離の区分	31,946 千円	101,416 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が緊急に週休日、休日に勤務をしたとき	同 じ		911 千円	182,200 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務をしたとき	同 じ		21,204 千円	87,259 円
休日勤務手当	休日の勤務 1 時間当たり給料の 135 %	同 じ		89,699 千円	369,132 円
管理職手当	消防長 76,000 円 本部次長 68,000 円 大規模消防署の署長、消防監 62,000 円 参事 60,000 円 消防署長、課長、消防司令長 58,000 円 副参事 52,000 円 副署長、課長補佐、分署長(日勤) 43,000 円	異なる	手当額	14,856 千円	645,913 円
寒冷地手当	基準日(11 月から翌年 3 月までの各月の初日。)に支給対象地域等に居住し、かつ勤務をしたとき	同 じ		111 千円	37,000 円

◇勤務時間の状況

(1) 毎日勤務者

- ・勤務時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 (7 時間 45 分勤務)
- ・休息时间 正午から午後 1 時

(2) 交替制勤務者

- ・勤務時間 午前 8 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分 (15 時間 30 分勤務)
- ・休息时间 正午から午後 1 時、午後 5 時 15 分から翌日午前 8 時 30 分までの間に 7 時間 30 分

※週休日 日曜日及び土曜日

※休日 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日
12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 (祝日法による休日を除く。)

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況 (令和元年度)

◇分限処分者

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
処分者数 (人)	0	0	3	0	3

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持及びの適正な運営の確保の目的から、地方公務員法の規定に基づき、職員に対し降任、免職及び休職の処分を職員の意に反して行う処分です。

◇懲戒処分者

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	計
処分者数 (人)	0	0	0	0	0

(注) 懲戒処分とは、職員の執行上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法の規定に基づき、職員に対し戒告、減給、停職及び免職の処分を行い、公務における規律と秩序を維持することを目的とした処分です。

5 職員のサービスの状況

(1) 営利企業などの従事の状況

令和元年度中の許可件数は、下表のとおりです。

区 分	件 数
農 業	1 0
不動産所得	1
その他	1 2
計	2 5

(2) 休暇の状況

①年次有給休暇取得状況 (令和元年度)

- ・平均取得日数 14.75 日

※ 期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

※ 令和元年度派遣職員 2 名除く

②休暇の種類

年次有給休暇	一年度につき 20 日間与えられる休暇（前年度からの繰り越しを含めて、一年度につき 40 日間を限度）
病気休暇	疾病・負傷で療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇（期間は 90 日以内）
特別休暇	結婚、出産、ボランティア、忌引、夏季休暇など特別の事由により勤務しないことが相当と認められる場合の休暇（期間はそれぞれ条例で定められた日数、期間）
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護のために勤務しないことが相当と認められる場合の休暇（期間はそれぞれ条例で定められた日数、期間）

6 職員の退職管理の状況

営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前 5 年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に働きかけることなどを禁止しています。また、管理監督の地位にあった元職員が、離職後 2 年間、営利企業等に再就職した場合は、離職した際の任命権者に再就職情報を届け出るよう義務付けています。

- ・令和元年度退職者からの再就職情報の届出はありませんでした。

7 職員の研修の実施状況（令和元年度）

区 分	人 数
消防大学校が実施する研修	3
栃木県消防学校が実施する研修	32
救急救命研修所が実施する研修	3
那須地区広域行政事務組合が実施する研修	20
栃木県市町村振興協会が実施する研修	4

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策

令和元年度受診者数

検診内容	対象者	受診者数
定期健康診断	全職員	286
特別業務従事者健康診断	隔日勤務者	219
人間ドック・脳ドック	30歳以上の職員	72
PET検査	30歳以上の職員	1

(2) 公務災害補償の概要と発生状況

公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し必要な福祉事業を行い、職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

- ・令和元年度の災害補償の認定請求 0件

9 その他組合長が必要と認める事項

(1) 特別職の報酬等の状況

区分		給料年額等
給料	組合長	47,000 円
	副組合長	43,000 円
報酬	議長	37,000 円
	副議長	33,000 円
	議員	31,000 円

(2) 勤務状況に関する措置の要求の状況

職員は、勤務条件に関して公平委員会に適切な措置を講じるよう要求することができます。

- ・係属事案はなく、令和元年度に新たな措置要求はありませんでした。

(3) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

職員は、懲戒その他の意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

- ・係属事案はなく、令和元年度に新たな不服申し立てはありませんでした。

(4) 職員互助会による福利厚生事業の状況（令和元年度）

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員が個々に負担している掛金と組合の交付金などで運営する職員互助会を設置し、職員の健康増進・その他厚生に関する事業を行っています。

①会員数 321人（平成31年4月1日現在）

②事業内容

- ・ 給付事業（慶弔費・見舞金等の給付等）
- ・ 研修事業（職員研修助成等）
- ・ 福利厚生事業（人間ドック利用助成等）

③令和元年度決算の状況

科 目	収入額（円）
掛 金	2,662,920
交 付 金	2,209,958
繰 越 金	3,561,009
繰 入 金	0
雑 入	47
合 計	8,433,934

科 目	支出額（円）
事 務 局 費	804,853
給 付 事 業 費	965,000
体育奨励事業費	0
福利厚生事業費	1,186,558
研 修 事 業 費	634,400
予 備 費	2,880
合 計	3,593,691